

2019年5月22日

リスク分担型企業年金の導入事例

～財務面の影響についての比較・分析～

コンサルティング企画部 受託計算課
主任コンサルタント 逢坂 保一

リスク分担型企業年金が2017年1月に創設されてから2年4ヵ月が経過した。

リスク分担型企業年金とは、積立金の変動リスクや予定利率の低下リスクといった将来発生する財政悪化リスク相当額をリスク対応掛金として企業と従業員等で分担する企業年金である。特徴は、毎年度の決算において給付を増減させることで財政の均衡が図られるため、企業の掛金が固定されることだ。

2019年5月1日時点での導入件数は、9件¹と普及が進んでいない。その理由として考えられるのは、リスク分担型企業年金の制度としての仕組みの難しさ、移行時点での財務面に与える影響の大きさではないかと思われる。

そこで本稿では、財務面での影響を確認する観点から、企業がリスク分担型企業年金を導入した事例について財務諸表等の開示資料で確認し、その会計上の影響を比較・分析する。

1. リスク分担型企業年金および会計処理の概要

まず、リスク分担型企業年金の会計処理の概要を確認する。その会計処理については、企業会計基準委員会から、実務対応報告第33号「リスク分担型企業年金の会計処理等に関する実務上の取扱い」として2016年12月16日に公表されている。

会計処理の概要として、簡潔にまとめると以下の通りとなる。

¹ 2019年5月1日現在のリスク分担型企業年金等の導入状況は、リスク分担型企業年金9件、リスク対応掛金の設定のみ474件。参考までに、2019年4月1日現在の確定給付企業年金は12,936件（厚生労働省ホームページより）

・会計上の分類

リスク分担型企業年金のうち、企業があらかじめ規約に定められた掛金相当額の他に拠出義務を実質的に負っていないものは、確定拠出制度²に分類

・リスク分担型企業年金の会計処理（費用処理）

確定拠出制度であるため、要拠出額をもって費用処理

規約に定められた各期の掛金額（特別掛金相当額を除く）を各期の費用として処理

・移行時点の取扱い（会計処理）

確定給付制度（確定給付企業年金、退職一時金など）からリスク分担型企業年金に移行する場合、退職給付制度の終了に該当し以下の会計処理を行う。

- ① 移行した部分に係る退職給付債務とその減少分相当額に係る移行した資産の額との差額を損益として認識
- ② 移行した部分に係る未認識過去勤務費用及び未認識数理計算上の差異を損益として認識
- ③ ①、②で認識される損益の算定において、移行時点で掛金に特別掛金相当額が含まれる場合、未払金等として計上

上記①から③で認識される損益は、特別損益に純額で表示

・開示（注記事項）

リスク分担型企業年金の退職給付費用（要拠出額）の額

翌年以降に拠出するリスク分担型掛金相当額及び当該掛金相当額の拠出残存年数

2. リスク分担型企業年金導入事例の比較・分析

リスク分担型企業年金を導入した企業のうち開示が確認された10社³（図表1）について比較する。各社の有価証券報告書、決算短信等からリスク分担型企業年金に関する注記事項に記載されている移行時点の特別損益と移行前の退職給付債務を、移行後の拠出額と移行前の退職給付費用を比較することによって、その影響度合いを分析した。導入年月が最近のものは開示内容が限られるため、移行時点の特別損益のみの比較とした。

² リスク分担型企業年金以外には確定拠出年金がある。

³ 図表1の10社のうち企業D～Gの4社は企業グループで1つの年金基金のため、前述の導入件数としては1件と想定。

図表1 リスク分担型企業年金の特別損益、拠出額等

図表1-1 リスク分担型企業年金移行時点の特別損益等

(単位:百万円)

企業	導入年月	移行内容	①移行前 退職給付 債務	②退職給付 債務 変動額	③移行時点 の特別損益	割合ア ②/①	割合イ ③/①
A	2017年10月	総合型基金解散に伴い導入	2,010	—	—	—	—
B	2018年1月	DBからの移行	3,510	-3,526	59	-100.5%	1.7%
C	2018年4月	DBからの移行	65,008	-53,982	4,784	-83.0%	7.4%
D	2018年6月	DB(加入者のみ)からの移行	2,413,724	-1,463,965	91,996	-60.7%	3.8%
E	2018年6月	DB(加入者のみ)からの移行	7,598	-1,397	158	-18.4%	2.1%
F	2018年6月	DB(加入者のみ)からの移行	13,215	-9,127	-13	-69.1%	-0.1%
G	2018年6月	DB(加入者のみ)からの移行	62,681	-40,685	-1,996	-64.9%	-3.2%
H	2018年9月	退職一時金の一部からの移行	6,173	-416	233	-6.7%	3.8%
I	2019年3月	DBからの移行	9,940	—	-1,120	—	-11.3%
J	2019年4月	DB(加入者のみ)からの移行	2,246,857	—	20,000	—	0.9%

DB:確定給付企業年金

企業D~Gは企業グループで1つの年金基金のため、導入件数としては1件と想定

企業Aについては、確定給付制度の退職給付債務、退職給付費用との比較

①、②は時点が異なるため、割合Aはそれに伴って移行割合としてはズレが生じることもある

“—”は発生していない、あるいは開示がこれからのもの

図表1-2 リスク分担型企業年金移行後の拠出額等

(単位:百万円)

企業	①移行前 退職給付 債務(再掲)	④移行前 退職給付 費用	⑤リスク 対応掛金 相当額	⑥拠出 残存年数 (年)	⑦拠出額	⑧特別掛金 相当額	割合ウ ⑤/①	割合エ ⑦/④
A	2,010	153	340	20.0	112	—	16.9%	73.2%
B	3,510	211	745	9.8	456	518	21.1%	216.5%
H	6,173	1,104	172	19.9	108	182	41.3%	9.0%

開示のあった企業A、B、Hのみ示した

“—”は発生していない、あるいは開示がこれからのもの

出所:各社の有価証券報告書、決算短信等より大和総研作成

・移行内容と退職給付債務変動額について

確定給付企業年金からの移行は、全面移行(受給権者も含む)の他、加入者のみの移行も見られた。企業D、Jは大企業とみられるが制度存続年数が長く受給権者数も多いと思われ、移行のハードルの高さがうかがえる。移行に際し受給権者には制度の周知が求められるのは当然として、不利益変更の可能性もあることから、希望者には年金に代えて移行前の給付を一時金で支給する措置が必要となる。今回はそれを回避したと推察される。

その他、退職一時金の一部からの移行、総合型基金の解散に伴って新規で導入した例も見られた。

確定給付企業年金からの全面移行の場合には変動額（割合ア）は高くなる。加入者のみの移行や退職一時金の一部からの移行は、この割合は小さくなり退職給付債務の削減効果は限られてしまうことがわかる。

・移行時点の特別損益について

移行に伴う損益については、確定給付企業年金から加入者のみの移行の場合よりも全面移行の場合に割合イが高く、影響が大きくなる傾向がある。この損益は、移行した退職給付債務と資産の差に大きく依存するため、退職給付債務の削減割合が大きいとその差も大きくなるためだ。また、今回見た事例では、利益となる場合が多いが損失となる場合も確認された。移行した退職給付債務より移行した資産が大きい場合や、移行した退職給付債務より移行した資産が小さくても移行した部分に係る未認識債務が大きいと損失となることが予想される。

・移行後の拠出額について

リスク対応掛金相当額の水準は、移行前退職給付債務と比較した割合ウを見ると約2割前後から4割程度となっており、一般的な確定給付企業年金と比べ大きいように思われる。これは、リスク対応掛金相当額が積立金の変動リスクや予定利率の低下リスクといった将来発生する財政悪化リスクを見込んでいるからである。

合わせて拠出残存年数⁴が示されているが、比較的長くに渡って拠出し、拠出を平準化していることがわかる。年間の退職給付費用となる拠出額について見ると、移行前の退職給付費用と比べた割合エは移行内容によりバラツキが出ている。企業Bの確定給付企業年金からの全面移行の場合には、この割合がかなり大きくなっている。

リスク分担型企業年金へは、リスク対応掛金の他、標準掛金、特別掛金⁵を拠出するが、費用となるのはリスク対応掛金と標準掛金の合計額⁶となる。特別掛金は移行時点で未払金等として負債計上しているため、除かれる。

リスク分担型企業年金は、あらかじめ拠出するこれらの掛金が規約で決まっている。リスク対応掛金の拠出が終われば、標準掛金だけの拠出となる。開示資料の注記事項から将来的なキャッシュアウトの内容を確認することも可能となっている。

⁴ 均等拠出の場合、5年から20年以内で定めることができる。

⁵ 標準掛金：将来の給付支払いのために平準的に拠出する掛金、特別掛金：年金財政上の債務に対する積立不足を穴埋めする掛金

⁶ 図表1-2では、⑤÷⑥（＝リスク対応掛金）＋標準掛金（開示されていない）＝⑦拠出額の関係となっている。

これまで見たように、移行時点では、特別損失となる可能性もあるため、注意が必要である。また、移行後の拠出額については、リスク対応掛金に加わることもあり、移行前の退職給付費用に比べ大きくなる可能性がある。その大きさは移行内容にも左右されるが、拠出する期間を長期で定めていても、年間のキャッシュアウトとして大きくなることが予想される。

3. おわりに

財務面での影響を中心に見てきたが、導入の検討には、このような財務面の影響を考慮することは不可欠となる。導入の目的が、退職給付債務の圧縮や将来的な追加費用の増大を抑制することになるからだ。

その際、同様の財務的効果を持つ確定拠出年金との比較・検討となることが予想される。財務面では、リスク分担型企業年金は、今回確認したようにリスク対応掛金がある分、不利となり、確定拠出年金に軍配があがる可能性が高い。

ただ、確定拠出年金との比較では、財務面だけでなく、制度運用面も考慮した検討が必要と思われる。制度運用面には、確定拠出年金とは違い従業員が直接運用しないこと、導入時や継続的な投資教育の義務がないことなどが含まれる。確定給付企業年金に比べても、年金資産運用の方針や運用結果についてより詳しい説明が従業員にも求められる点や受給権者への周知や移行時点での一時金選択設定というデメリットへの対処も必要であろう。

リスク分担型企業年金は、会計上確定拠出制度として認められる他、今回導入した企業がその目的に挙げているように、企業年金の持続可能性を向上させるメリットも持っている。リスク対応掛金相当額の負担はあるが、将来の運用次第では給付が増額する可能性もある。確定拠出年金と合わせて、リスク分担型企業年金を経営リスク軽減のための有効な退職給付制度として、積極的に検討してみる価値はあるであろう。

—以上—

参考文献

- ・ 実務対応報告第 33 号「リスク分担型企業年金の会計処理等に関する実務上の取扱い」
企業会計基準委員会、2016 年 12 月 16 日